

八戸市中小企業振興条例の見直しに係る答申（概要）



諮問の背景

- 市では、「八戸市中小企業振興条例（昭和53年4月施行）」に基づき、同条例に規定する中小企業向け助成制度の実施（助成金の交付）を通じて、市内中小企業や中小企業団体の育成・振興に努めてきたが、直近の見直しから10年が経過し、その間、地域経済を取り巻く環境は大きく変化。
- 当会議では、令和6年4月に市長から見直しの諮問を受け、地域の中小企業が抱える課題に対応し、真に中小企業支援につながる助成制度となるよう、調査審議を開始した。

現状把握（課題整理）

中小企業が抱える課題は

- **中小企業白書**
賃上げ、職場環境の整備、省力化投資、単価引上げ(価格転嫁)
- **地域経済勉強会**
IT化を通じた生産性・企業付加価値の向上
- **中小企業・小規模企業振興ビジョン**
事業活動の活性化、創業・事業承継の促進、人材確保と働き方改革の推進、デジタル化の促進、カーボンニュートラルの取組の促進

既存助成制度の継続に係る論点

- 論点①：将来ニーズ
- 論点②：条例規定の可否
- 論点③：課題解決の可能性
- 論点④：他行政機関支援制度との棲み分け

その他論点

- 論点⑤：関係規程の見直し
- 論点⑥：外部意見聴取の実施

既存助成制度の見直し

助成制度	論点①	論点②	論点③	論点④	方向性
条例第3条:高度化事業	○	○	○	○	継続
条例第4条:共同施設設置事業	△	○	○	○	継続
条例第5条:指定地域内への工場等の設置	×	×	○	×	除外
条例第6条:新事業活動	○	×	○	×	除外
条例第7条:技能者の養成	○	○	○	○	継続

助成制度	継続に当たり見直しを検討すべき内容	
①高度化事業	助成額	● 下限額を設けること。
②共同施設設置事業	助成対象施設	● 組合員の部分的な事業の共同化により、コストの引下げや品質の向上、規格の統一等の経営の合理化が図られる施設をメインターゲットとすること。また、商業関連施設の取扱いを再考すること。
	助成率	● デジタル化や省エネ・脱炭素につながる取組が認められる場合には、加算措置を設けること。ただし、事業主体の業種や業態によっては対応が困難な場合もあるため、その点には留意すること。
	助成対象経費	● デジタル化や省エネ・脱炭素につながる取組に要する経費も対象とすること。 ● 土地取得費は除外すること。
③技能者の養成	助成内容	● 「短期課程訓練生数」を助成対象に含めること。
	助成額	● 定額助成額を引き上げること。 ● 「短期課程訓練生数」の対象化及び定額助成額の引上げに併せて、上限額も引き上げること。

新規助成制度の創設

助成制度	内容
①働きやすい職場づくり	● 企業の「人手不足」が全国的に深刻化する中、地域の中小企業における人材確保を支援するため、「職場環境の整備（働きやすい職場づくり）」に資する取組への助成制度を創設すべきである。
②課題解決モデル企業	● 中小企業が変化し続ける経済環境や課題に対応し、成長していくためには地域における先行モデルの育成が必要であると考えられるため、地域の中小企業が抱える課題と社会経済課題の解決に総合的に取り組む企業（課題解決モデル企業）の成長を支援する助成制度を創設すべきである。

その他

項目	内容
関係規程の見直し	● 経済環境の短期間での変化や突発的な経済事象の発生等に備え、市長の判断で迅速かつ柔軟に対応可能な制度となるよう、関係規程の構成を見直すべきである。 ● 「八戸市中小企業振興条例施行規則」と「八戸市補助金等の交付に関する規則」の間において差異が散見されることから、早急に整合性を図るべきである。
外部意見聴取の実施	● 市の施策の推進に当たっては、中小企業と市の相互理解が必要不可欠であるため、中小企業関係団体(商工会議所、商工会、中央会等)や中小企業団体(事業協同組合等)からの意見聴取を実施すべきである。 ● 「共同施設設置事業」は、制度内容の大幅な見直しが見込まれるため、特に丁寧な意見聴取に努めるべきである。

附帯意見

項目	内容
八戸市中小企業振興条例の見直しについて	● 本助成制度の一層の利用促進のため、今般の見直しを契機として、周知活動の見直しに努めること。 ● 今後も機会を捉え、継続的に助成内容の見直しに努めること。
今後の中小企業振興施策の実施について	● 市の施策の推進に当たっては、小規模企業への配慮に努めること。 ● 国や県が実施する補助制度と重複する場合であっても、必要に応じて市独自の補助制度の創設を検討すること。 ● 関係機関等からの意見聴取は、今般の条例改正などに限らず、定期的に実施するように努めること。